

第4号議案 公益社団法人移行申請の変更承認の件

当学会は、平成20年度通常総会において「公益社団法人」を選択し、移行申請をすることのご承認を頂き、平成21年11月30日に申請を行いました。

この間、申請先である内閣府から幾つかの指摘事項がありましたが、この内、特に重要なものとして、当学会の平年の事業規模（額）の50%を超えるような大型の研究開発業務を受託する場合、その受託業務の大半を占める現場作業、データの収集作業等々の研究開発を伴わない作業を外注に頼るような事業については、受託の可否を慎重に検討するか契約形態を再考すべきという指摘がありました。

この指摘された受託研究開発事業は、昨年度の臨時総会でご承認を頂いた案件であり、現場作業、データの収集作業等々を含む研究開発の事業であります。

これを受けて理事会で討議した結果、あくまでも公益法人を目指すことにするが、まずは一旦、一般社団法人に移行し、改めて公益社団法人への移行申請を行うことを全会一致で決議しました。

その理由は次のとおりであります。

- ① 平成18年6月2日に新公益法人に関する法律（一般社団・財団法人法、公益法人認定法、整備法）が公布され、平成20年12月1日から全面施行となり、施行日から5年以内に「一般社団法人」あるいは「公益社団法人」のいずれかを選択し、移行しなければ解散とみなされることになっており、法律施行から既に1年半が経過している。
- ② 現在受託している大型研究開発業務は社会への貢献が見込まれ、当学会の活動に即した内容であり、引き続き受託を目指したい。
- ③ しかしながら、この外注比率が大きいため、公益事業との認定は難しく、よって公益法人基準に抵触して今後2年ほどは認可が得られない可能性が高い。
- ④ 受託研究開発事業の規模が認定基準を満たすまで待つと移行申請の期限が間近となり、申請が否認された場合は解散に追い込まれてしまう。

以上のことから、本総会において、公益社団法人への移行を見据えながら、一旦、一般社団法人に移行申請をすることのご承認を頂きたいとお諮りします。

なお、公益社団法人へ移行申請を行う際には、改めて皆様にお諮りします。

以上